地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第八号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第九号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第十号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十五年度から令和二年度まで」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表町村の項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第十号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十五年度から令和二年度まで」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表都道府県の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表指定都市の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表特別区の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表一部事務組合・広域連合の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表第三十二条第一項の表第十七号中「もの」の下に「及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの」を加え、同表第三十二号中「世界農業センサス」を「農林業センサス」に改め、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を削り、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同表第三十三号及び第三十四号中「世界農業センサス」を「農林業センサス」に改め、同表第四十号(1)及び(2)中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同表第四十二号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十三号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同表第四十四号を次のように改める。

四十四	地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十三年度及び平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行につき同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額（市町村にあつては、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付する利子割交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割交付金をいう。）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十一号）附則第十条第一項の規定により市町村に対し交付する同項に規定する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の各年度において特別に発行につき同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円

(2)	道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び都道府県交付金（第十三条第一項の規定により都道府県に対し交付するものをいう。）並びに第百八条の五第一項の規定により市町村に対し交付するものをいう。）及び第百三条の規定により市町村に対し交付するものをいう。）に係る地方消費税交付金（第十二条第一項の規定により市町村に対し交付するものをいう。）、ゴルフ場所在の市町村に対し交付するゴルフ場利用税交付金（第十四条第一項の規定により市町村に対し交付するものをいう。）、軽油引取税交付金（第十四条第一項及び第三項の規定により市町村に対し交付するものをいう。）及び地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円

第十二条第三項の表第四十五号を削り、同表第四十六号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「平成十年度から」を「平成十三年度から」に改め、(5)及び(6)を削り、同号(7)中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号(7)を同号(5)とし、同号(8)を同号(6)とし、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「平成十三年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(9)	地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

第十二条第三項の表第四十八号を同表第四十七号とし、同表第四十九号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同表第四十九号とする。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第三号４中「及び寒冷補正」を削り、同項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とする。